

中分類 22—紡織業

総説

この中分類は、繊維の種類を問わず、次のいずれかの操作を行う事業所をいう。

(1) 紡糸、撚糸、索条等の製造。(2) 糸から織物、絨氈、紐、レース編物等の製造。

(3) 糸、織物等の染色整理。(4) 織物の防水その他の処理

但し、石綿、岩綿、グラスウール等の紡織を行う事業所は中分類 32 に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

221 製糸及び洗上、梳毛業

2211 製糸業

主として繭から生糸、玉糸、野蚕糸等の製造を行う事業所をいう。

製糸業；生糸製造業；玉糸製造業；柞蚕糸製造業；生糸再繰業；生糸賃繰業；
戻斗糸製造業；副蚕糸製造業；きびそ製造業

2212 洗上、梳毛業

主として、紡糸のために繊維の処理を行う事業所をいう。

この工業の主な工程は、羊毛を洗滌し、炭化し、毛、スフその他の化学繊維
からトップを造ることである。

○繊維洗上業；繊維櫛梳業；トップ製造業

222 紡績及び撚糸業

2221 綿及びスフ紡績業

主として綿及びスフから一貫作業によつて紡糸及び撚糸を製造する事業所を
いう。

○綿紡績業；スフ紡績業；ガス糸紡績業；合成繊維紡績業；化学繊維紡績業

2222 毛紡績業

主として羊毛から紡糸及び撚糸を製造する事業所をいう。

○毛紡績業；紡毛糸紡績業；毛糸紡績業；梳毛紡糸製造業

2223 絹紡績業

主として生糸の屑又は生糸の短繊維から絹紡糸を製造する事業所をいう。

○絹紡績業；紬紡績業；ペー紡績業

4224 麻紡績業

主として亞麻、大麻、苧麻、黄麻等から麻紡糸を製造する事業所をいう。

中分類22—紡織業

麻繊維から索条の製造を行うものは細分類 2296 に分類される。

○麻紡績業；ラミー紡績業；亞麻糸紡績業；苧麻紡績業

2225 屑繊維紡績業

主として屑繊維から再生糸の製造を行う事業所をいう。

○屑繊維紡績業；再生糸製造業；更生糸紡績業；ガラ紡業；特紡業

2226 他に分類されない紡績業

主として他に分類されない桑，楮，芭蕉等の繊維から紡糸を製造する事業所をいう。

○桑繊維紡績業；楮繊維紡績業；芭蕉繊維紡績業；紗織糸製造業（桑，楮，芭蕉等の繊維織物用糸を製造するもの）；マオラン繊維紡績業

2227 撚糸業

主として委託又は購入の絹，人絹その他の繊維の糸から撚糸の製造に従事する事業所をいう。

○撚糸製造業；綿撚糸製造業；絹撚糸業；柞蚕糸撚糸業；麻撚糸製造業；人絹撚糸業；スフ撚糸業；合成繊維撚糸業；絹綿交換糸業；網糸撚糸業；金糸撚糸業；金属箔糸撚糸業；芭蕉撚糸業；化学繊維撚糸業

2228 糸製造業

主として綿繊維，絹繊維，スフその他の繊維から糸を製造する事業所をいう。主な製品は縫糸，編糸，絹糸，かがり糸；刺繡糸，節糸等である。

○縫糸製造業；編糸製造業；かたん糸製造業；小町糸製造業；レース糸製造業；かがり糸製造業；刺繡糸製造業；節糸製造業；テグス製造業；麻糸つなぎ業；管巻業；糸巻業；綿糸繰返業；綾取業（請負業を含む）

223

広幅織物業

2231 広幅綿及びスフ織物業

主として綿，スフ及びその他の化学繊維の糸で幅 12 吋を超える広幅織物の製造に従事する事業所をいう。

○広幅綿，スフ織物製造業（幅12吋を超え，綿，スフを主とするもの）；綿織物製造業（幅 12 吋を超え，綿を主とするもの）；スフ織物製造業（幅 12 吋を超えスフを主とするもの）；細綾織業（幅 12 吋を超え綿，スフ及び化学繊維を主とするもの）；濡子織業（綿，スフ及び化学繊維を主とする幅 12 吋を超えるもの）；金巾織業（綿，スフ及び化学繊維を主とする幅 12 吋を超えるもの）；粗布織業（綿，スフ及び化学繊維を主とする幅 12 吋を超えるもの）；天竺織業（幅12吋を超えるもの）；縮織業（綿，スフ及び化学繊維を主とする幅 12 吋を超えるもの）；小倉織業（綿，スフ及び化学繊維を主とする幅12吋

中分類22—紡織業

を超えるもの); ネル織業 (綿, スフを主とし幅 12 吋を超えるもの); ポブリン織業 (綿, スフ及び化学繊維を主とする幅 12 吋を超えるもの); 帆布地織業 (綿, スフ及び化学繊維を主とし, 幅 12 吋を超えるもの); びろーど織業 (綿, スフを主とする幅12吋を超えるもの); かや地織業 (綿, スフ及び化学繊維を主とし, 幅12吋を超えるもの); きやらこ織業 (綿, スフを主とする幅12吋を超えるもの); 寒冷紗織業 (綿, スフ及び化学繊維を主とする幅12吋を超えるもの); 白木綿織業 (幅12吋を超えスフを含む); 縞木綿織業 (幅12吋を超えスフを含む); かすり地織業 (幅 12 吋を超え綿, スフ及び化学繊維を主とするもの); タオル地織業 (綿, スフを主とし, 幅 12 吋を超えメリヤス編でないもの); ガーゼ地織業 (綿, スフで幅 12 吋を超えるもの); 敷布織業 (綿, スフ及び化学繊維を主とするもの); 毛布地織業 (綿, スフを主とするもの); ホース地織業 (幅 12 吋を超え綿, スフ及び化学繊維を主とするもの)

2232 広幅絹及び人絹織物業

主として絹及び人絹の糸で巾 12 吋を超える広幅織物の製造に従事する事業所をいう。

○広幅絹織物業 (絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 広幅人絹織物業 (人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 絹織物業 (絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 人絹織物業 (人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 縮緬織業 (幅 12 吋を超えるもの); 羽二重織業 (幅 12 吋を超えるもの); 富士絹織業 (幅 12 吋を超えるもの); 縞子織業 (絹及び人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 洋傘地織業 (絹で幅 12 吋を超えるもの); ピロード織業 (絹人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); お召織業 (幅 12 吋を超えるもの); 絹織業 (絹及び人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 銘仙織業 (絹及び人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 紗織業 (絹及び人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 紬織業 (絹及び人絹を主とする幅 12 吋を超えるもの); 絹袴地織業 (幅 12 吋を超えるもの); 平絹織業 (幅 12 吋を超えるもの); 甲斐絹織業 (幅 12 吋を超えるもの); 帯地織業 (絹及び人絹を主とする幅12吋を超えるもの); 蚊帳地織業 (立編蚊帳以外の幅 12 吋を超え絹, 人絹を主とするもの)

2233 広幅毛織物業

主として紡毛糸及び梳毛糸で 12 吋を超える広幅織物の製造に従事する事業所をいう。

○広幅毛織物業 (毛を主とする幅 12 吋を超えるもの); 毛織物業 (毛を主とする幅 12 吋を超えるもの); モスリン織業 (毛を主とする幅 12 吋を超えるもの)

中分類22—紡織業

もの); セル織業(幅12吋を超える毛を主とするもの); アルパカ織業(幅12吋を超える毛を主とするもの); サージ織業(幅12吋を超える毛を主とするもの); 羅紗織業(幅12吋を超えるもの); フランネル織業(幅12吋を超える毛を主とするもの); 毛布織業(毛を主とするもの); ビロード織業(幅12吋を超える毛を主とするもの); 馬毛織業(幅12吋を超えるもの)

2234 広幅麻織物業

主として亞麻, 大麻, 苧麻, 黄麻の糸で12吋を超える広幅織物の製造に従事する事業所をいう。

○広幅麻織物業(幅12吋を超える麻を主とするもの); 麻織物業(幅12吋を超える麻を主とするもの); 麻布賃織業(幅12吋を超える麻を主とするもの); 生麻布織業(幅12吋を超える麻を主とするもの); 黄麻布織業(幅12吋を超える黄麻を主とするもの); 亜麻布織業(幅12吋を超える亜麻を主とするもの); 上布織業(幅12吋を超える麻を主とするもの); リンネル織業(幅12吋を超える亜麻を主とするもの); 袋地織業(幅12吋を超える麻を主とするもの); 帆布織業(幅12吋を超える麻類を主とするもの); 蚊帳地織業(幅12吋を超える麻類を主とするもの); かすり地織業(幅12吋を超える麻を主とするもの); ホース地織業(幅12吋を超える麻を主とするもの); ハンカチーフ地織業(幅12吋を超える麻を主とするもの)

2235 広幅屑その他の繊維織物業

主として屑糸及び楮, 桑等の靱皮繊維, 芭蕉葉繊維, 紙糸等で12吋を超える広幅織物の製造に従事する事業所をいう。

○屑繊維織物業(幅12吋を超える屑繊維を主とするもの); 芭蕉布織物業(幅12吋を超えるもの); 紗布製造業(幅12吋を超える楮, 桑等の繊維を主とするもの); 紙布製造業(幅12吋を超えるもの)

224

細幅織物業

2241 細幅織物業

主として綿, 毛, 麻, 人絹, スフ並びに合成繊維及びその他の繊維で幅12吋以下の細幅織物の製造を行う事業所をいう。主として織物で被覆した幅12吋以下のゴム糸の織物を製造する事業所も本分類に含まれる。

主な製品は機械用, 衣服用ベルト, リボン, テープ, 織ラベル, ハットバンド, ウェビング, 織物で被覆したゴム糸, ゴム紐, レース織物である。

○綿織物業(幅12吋以下で綿を主とするもの); 毛織物業(幅12吋以下で毛を主とするもの); 人絹織物業(幅12吋以下で人絹を主とするもの); スフ織物業(幅12吋以下でスフを主とするもの); 合成繊維織物業(幅12吋

中分類22—紡織業

以下で合成繊維を主とするもの； 屑繊維物業（幅12吋以下で屑繊維を主とするもの）； 麻織物業（幅 12 吋以下で麻類を主とするもの）； ベルト製造業（ゴム及び皮ベルトを除く）； ゴム入織物業（幅 12 吋以下のもの）； テープ（織物）製造業

225

メリヤス製造業

2251 フルフアツション靴下製造業

主としてフルファツション靴下の製造に従事する事業所をいう。

○フルファツション靴下製造業； 成型靴下製造業

2252 丸編靴下製造業

主として丸編靴下の編立に従事する事業所をいう。

○丸編靴下製造業

2253 メリヤス外衣製造業

主としてメリヤス製外衣の編立に従事する事業所又は同一の事業所で製造されたメリヤス地から外衣の製造を行う事業所をいう。

主な製品はスウェーター、水着、ドレス、頭用品等である。主として販売用手編外衣を製造する事業所は本分類に含まれる。但し主として編手袋の製造に従事する事業所は細分類 2255 に、又主として購入したメリヤス地及びメリヤス地と皮等から手袋を製造する事業所は細分類 2381 に、主として革手袋の製造を行う事業所は中分類 31 に分類される。購入したメリヤス地から外衣を造る事業所は中分類 23 に分類される。

○メリヤス外衣製造業（メリヤス地編立一貫作業のもの）； メリヤススウェーター編立業； メリヤス水着編立業； メリヤスドレス製造業（メリヤス地編立一貫作業のもの）； メリヤス帽子編立業（メリヤス地編立一貫作業のもの）； 手編外衣編立業

2254 メリヤス下着類製造業

主としてメリヤス下着、寝巻の編立に従事する事業所、又は同一の事業所で製造されたメリヤス地から下着、寝巻の製造を行う事業所をいう。購入したメリヤス地から下着、寝衣を製造する事業所は中分類 23 に分類される。

○メリヤス下着製造業（メリヤス地編立一貫作業によるもの）； メリヤスシャツ製造業（メリヤス地編立一貫作業によるもの）； メリヤス寝巻製造業（メリヤス地編立一貫作業によるもの）

2255 編手袋製造業

主として編手袋の製造に従事する事業所、又は製造されたメリヤス地から編手袋を製造する事業所をいう。

中分類22—紡織業

購入したメリヤス地から手袋を製造するものは小分類 238 に分類される。

2256 ○編手袋製造業（メリヤス地編立一貫作業によるもの）；手編手袋編立業
メリヤス地編立業

主として平面，又は円形（蚊帳を含む）のメリヤス地の編立，立編に従事する事業所をいう。

2259 ○メリヤス地編立業；メリヤス編立下請業；立編蚊帳編立業
他に分類されないメリヤス製造業

主としてカーテン，洗濯着，タオル等他に分類されないメリヤス製品の製造に従事する事業所をいう。

○メリヤスカーテン編立業；メリヤス洗濯着編立業；タオル製造業（メリヤス地編立一貫作業によるもの）

226

染色及び整理業

2261 染色及び整理業（毛織物を除く）

主として織物，紡糸，撚糸等に漂白，染色，捺染その他の処理を加える事業所をいう。毛織物の染色整理を行う事業所は細分類 2262 に分類される。

○染色整理業（毛織物を除く）；機械捺染業（毛織物を除く）；捺染業（毛織物を除く）；手捺染業（毛織物を除く）；型染業（毛織物を除く）；紋置業（毛織物を除く）；型置業（毛織物を除く）；模様付業（毛織物を除く）；抜染業（毛織物を除く）；友禪染業（毛織物を除く）；小紋染業（毛織物を除く）；手拭染業；かすり染業（毛織物を除く）；無地染業（毛織物を除く）；綾染業（毛織物を除く）；紺屋業（毛織物を除く）；藍染業（毛織物を除く）；浸染業（毛織物を除く）；蚊帳染業；鹿子紋業（毛織物を除く）；絹糸練業，糸晒業；糸つや付業；シルケツト業；織物仕上業（毛織物を除く）；織物晒業（毛織物を除く）；織物艶付業（毛織物を除く）；織物加工業（毛織物以外の織物の染色整理を行うもの）；更紗加工業（更紗の染色整理を行うもの）；羽二重加工業（羽二重の染色整理を行うもの）；織物シルケツト加工業；織物防水加工業（毛織物以外のもの）；ワックスタフタ製造業；油布製造業（毛織物以外の上塗しないもの）

2262 毛織物染色整理業

主として毛織物，原毛，トップ，毛糸の染色整理に従事する事業所をいう。

○毛織物染色整理業；染色整理業（毛織物，原毛，トップ，毛糸のもの）；原毛染色整理業；トップ染色整理業；毛糸染色整理業；機械捺染業（毛織物のもの）；捺染業（毛織物のもの）；手捺染業（毛織物のもの）；型染業（毛織物のもの）；紋置業（毛織物のもの）；型置業（毛織物のもの）；模様付業（毛織物のもの）；

中分類22—紡織業

抜染業（毛織物のもの）；友禪染業（毛織物のもの）；小紋染業（毛織物のもの）；かすり染業（毛織物のもの）；無地染業（毛織物のもの）；紋染業（毛織物のもの）；紺屋業（毛製品のもの）；藍染業（毛製品のもの）；浸染業（毛製品のもの）；鹿子絞業（毛製品のもの）；毛糸晒業；毛織物仕上業；毛織物晒業；毛氈雪加工業（毛織物の染色整理を行うもの）；毛織物防水加工業（上塗しないもの）

227

絨毯その他の床敷物製造業

2271

毛の絨毯及び絨毯糸製造業

主として全部又は一部毛の絨毯を織る事業所及びこれに用いるための毛糸を紡ぐ事業所をいう。毛を用いない絨毯及び絨毯糸を製造する事業所は細分類2272に分類される。

○絨毯製造業（毛を含むもの）；絨毯糸製造業（毛を含むもの）；^①緞子製造業（毛を含むもの）

2272

繊維製絨毯及びマット製造業（毛及び藁を除く）

主として毛以外の繊維で絨毯及びマット類を製造する事業所をいう。使用する材料は綿、撚紙糸、草、藁、椰子、シザル、黄麻及び屑等である。

主として毛を含む絨毯及び絨毯糸を製造する事業所は細分類2271に、主として藁の床敷物を製造する事業所は細分類2274に分類される。

○繊維製絨毯製造業（毛及び藁以外の繊維製）；繊維製マット製造業（毛及び藁以外の繊維製）；絨毯製造業（毛及び藁以外の繊維製）；マット製造業（毛及び藁以外の繊維製）；しゆるマット製造業；緞子製造業（毛及び藁以外の繊維製）
×経木マット製造業〔2414〕

2273

リノリウム、アスファルトフェルト地及び他に分類されない硬面床敷物製造業

主としてリノリウム及びコルク敷物、アスファルトを引いたフェルト敷物地並びに他に分類されない硬面床敷物の製造に従事する事業所をいう。

○リノリウム製造業；アスファルト引敷物製造業；コルク床敷物製造業；アスファルト引フェルト地製造業

2274

畳製造業

主として藁草及び藁で畳を製造する事業所をいう。

この事業所の主な製品は畳完成品、畳表、畳床、花苳、苳、藁蔭等である。

○畳製造業；畳表製造業；畳表賃織業；畳床製造業；苳製造業；花苳製造業；藁蔭製造業；藁蔭賃織業；薄縁製造業；青苳製造業；七島苳製造業；着ごさ製造業

228

帽子製造業（布製及び婦人帽を除く）

中分類22-- 紡 織 業

2281 ファーフエルト帽子及び帽体製造業

主としてファーフエルトから帽体を造り、同一事業所で生産された帽体からフェルト帽子を造り、又は購入した帽体から男子帽子を製造する事業所をいう。購入したファーフエルト帽体から婦人用帽子を製造する事業所は小分類235に分類される。

○ファーフエルト帽子製造業；ファーフエルト帽体製造業

2282 ウールフェルト帽子及び帽体製造業

主として羊毛、又は羊毛の屑からウールフェルトの帽体を製造し、同一事業所で生産された帽体から羊毛帽子を造り、又は購入した帽体から男子用羊毛帽子を造る事業所をいう。購入したウールフェルト帽体から婦人帽子を造る事業所は中分類23に分類される。

○ウールフェルト帽子製造業；ウールフェルト帽体製造業

×布製帽子製造業（男子用）〔2321〕

2283 麦藁帽子製造業

主として麦藁帽体を製造する事業所及び同一事業所で生産された帽体から麦藁帽子を製造し、又は購入した帽体から男子用麦藁帽子を製造する事業所をいう。

購入した帽体から婦人用帽子を製造する事業所は中分類2351に分類される。

○男子用麦藁帽子製造業；麦藁帽子帽体製造業；男子用パナマ帽製造業；経木帽子製造業；紙糸帽子帽体製造業；麦藁帽子製造業（一貫作業によるもの）；パナマ帽製造業（一貫作業によるもの）

2284 帽子用ファー製造業

主としてファーフエルト帽体製造のための帽子用ファーを製造する事業所をいう。

○ハタタースファー製造業；帽子用ファー製造業

229 その他の繊維製品製造業

2291 フェルト製品製造業（織フェルト及び帽子を除く）

主として羊毛、獣毛、黄麻等を用い、加熱蒸気処理、ハーダー等により絶縁フェルト、自動車用フェルトその他のフェルト製品を製造する事業所をいう。

主としてアスファルトフェルト地の製造に従事する事業所は小分類227に、主として織フェルト及び獣毛織物の製造に従事する事業所は小分類223及び小分類224に、フェルト帽子の製造に従事する事業所は小分類228に分類される。

○フェルト製品製造業（織フェルトを除く）；絶縁フェルト製造業；自動車用フェルト製造業；履物用フェルト製造業；圧縮フェルト地製造業

中分類22—紡織業

2292 レース製品製造業

主として編レース織機でカーテン、寝床掛、テーブルカバー等の製造に従事する事業所をいう。主として機械刺繍に従事する事業所は細分類 2391 に分類される。

○レース製品製造業；レース編物製造業；テーブルカバー製造業（主としてレース製品のもの）；レースカーテン製造業

×メリヤスカーテン製造業〔2259〕

2293 詰物製造業

主として巻毛、綿、亜麻、太麻、玉繭その他類似の材料で詰物及び眞綿を製造する事業所をいう。

○詰物製造業；中綿製造業；打綿業；製綿業；眞綿製造業

×脱脂綿製造業〔3842〕

2294 屑繊維処理業

主として紡績その他の目的のために、紡績屑を処理する事業所及びたち屑及びぼろから綿、毛、スフその他の繊維の再製を行う事業所をいう。ホーコンを製造する事業所は本分類に含まれる。

○屑繊維処理業；再製繊維製造業；ホーコン製造業；すざ製造業；まきはだ製造業；わらすざ製造業

2295 擬革、油布その他の上塗りした織物製造業（ゴム引布を除く）

主として擬革油布その他の上塗りした織物の製造に従事する事業所及び罎引きのような特殊な処理を行う事業所をいう。ゴム引布の製造を行う事業所は中分類 30 に分類される。

○擬革製造業；油布製造業；罎引布製造業

2296 索条製造業（藁を除く）

主として大麻、黄麻、亜麻、綿、紙その他の繊維で索条及び綱の製造を行う事業所をいう。藁の索条及び綱の製造を行う事業所は細分類 2297 に分類される。

○索条製造業（藁以外のもの）；綱製造業（藁以外のもの）；製綱業（藁以外のもの）；ロープ製造業（藁以外のもの）；綿綱製造業；麻綱製造業；細引製造業；マニラロープ製造業；苧綱製造業；糸綱製造業；麻繩製造業

2297 藁工品製造業（疊、帽子及び草履を除く）

主として藁で綱、網、かます、俵、藁細工品等を製造する事業所をいう。

主として疊床を製造する事業所は細分類 2274 に、藁帽子を製造する事業所は小分類 228 に、藁草履の製造に従事する事業所は小分類 238 に分類される。

中分類22—紡織業

○藁工品製造業（藁，帽子，草履以外のもの）；藁繩製造業；藁網製造業；かます製造業（藁のもの）；依製造業（藁のもの）；藁苴製造業；藁マット製造業

2299 他に分類されない紡織製品製造業

主として他に分類されない紡織製品，たとえば紐類，編物，組物類を製造する事業所をいう。

○編紐製造業；靴紐材製造業（繊維製のもの）；組物製造業；麻紐製造業；打紐製造業；羽織紐製造業；真田紐製造業；モール製造業；ランプ芯製造業；網地製造業；漁網地製造業；ネット地製造業；ハンモック地製造業；頭髮ネット地製造業